

# 創業支援補助金

「新規創業」を行う中小事業者等を支援することにより、中小事業者等の新たな事業活動の促進を図り、三豊市の産業の活性化を図ります。

## ◆補助対象事業

三豊市内で新たに創業する事業

## ◆補助対象者

- ・市税を滞納していない中小事業者等。
- ・過去にこの告示による補助金と同種の補助を受けていない中小事業者等。
- ・週38時間以上の営業を行う事業であること。
- ・3年以上継続して営業が見込まれる事業であること。
- ・「みとよ創業塾」を受講していること(平成28年8月、平成29年2月受講でも可)
- ・28年4月1日以降に開業した中小事業者等。

次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者とししない。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に該当する者。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和38年法律第122号)に基づく届出を要する事業を営む者であるとき。
- ・事業の実施に関して、法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に課題を有するとき。
- ・その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとするとき。

## ◆募集期間

**平成28年4月1日(金)から平成29年3月31日(金)まで**

(補助金の交付は予算の範囲内において実施する)

## ◆補助対象経費

- ・広告宣伝費、印刷製本費、翻訳料、原稿料

## ◆補助対象経費

補助対象経費の**2/3以内又は30万円以下**の、いずれか少ない金額  
(算出額が1,000円未満の場合は切捨て)

## ◆必要書類

- ・補助金交付申請書(様式第1号)
- ・広報計画書(様式第11号)
- ・登記簿謄本(法人の場合)
- ・個人事業の開廃業等届出書(個人の場合)
- ・市税完納証明書、または市税の納付状況の確認に係る同意書
- ・営業許可証の写し(許認可を必要とする業種の場合に限る)
- ・その他市長が必要と認める書類  
(所定の様式は市役所のホームページよりダウンロード出来ます)

## ◆申込先・問い合わせ先

三豊市役所産業政策課

〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373番地1

Tel: (0875) 73-3013 Fax: (0875) 73-3022 E-mail: [sangyou@city.mitoyo.kagawa.jp](mailto:sangyou@city.mitoyo.kagawa.jp)

